

## 西川町クラウドファンディング活用事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、西川町クラウドファンディング活用事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、西川町補助金等の適正化に関する規則（昭和40年10月26日規則第2号）及びその他法令等の定めるところによるほか、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 この補助金は、地域活性化及び持続可能なまちづくりの推進を図るため、地域資源及びクラウドファンディングを活用したまちづくりに取り組む町民や民間事業者を支援することを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象地域 旧六十里越街道沿いに位置する①睦合公園周辺エリア、②海味温泉を中心とするエリア、③TRASを中心とするエリア
- (2) クラウドファンディング インターネット等を介して、不特定多数の者から資金を調達する方法をいう。
- (3) 遊休不動産 空き地、空き家、空き店舗、古民家のほか、既に活用されている店舗のさらなる機能強化や資産価値の向上を伴うもの、その他有効に活用が図られていない土地又は建物（建物の一部を含む。）をいう。
- (4) 補助対象経費総額 第5条に規定する経費の総額をいう。
- (5) 自己負担額 補助対象経費総額のうち事業を実施する者が負担する額（融資機関から借り入れる借入金の額を含む。）をいう。
- (6) 資金調達必要額 補助対象経費総額から自己負担額を減じた額をいう。
- (7) クラウドファンディング目標額 クラウドファンディングによる資金調達の際に設定する目標額をいい、資金調達必要額の2分の1以上の額とする。

### (補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、対象地域の遊休不動産を再整備する等により継続的に管理運用していく事業であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

- (1) 観光客や関係人口等の滞在時間増加に資する事業
- (2) 多地域・多世代交流拠点づくり事業
- (3) 空き家等の遊休不動産を活用して地域活性化を促進する事業

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助金の交付の対象としない。

- (1) クラウドファンディングを活用し、資金調達必要額の2分の1以上の額を調達できなかった事業
- (2) 事業の効果が特定の住民又は法人その他の団体のみに帰属する事業
- (3) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の規定により許可又は届出を要する事業
- (5) 公序良俗に反する事業及び補助金の使途として社会通念上不適切であると認められる事業
- (6) その他町長が適当でないと認める事業

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、補助対象事業に要する経費であって、次に掲げるものとする。

- (1) 施設の新設、改修、保全等の施設整備費及び当該施設整備に伴う備品購入費
- (2) 前号に規定する経費に付随する設計費及び管理費
- (3) クラウドファンディングに要する手数料又は委託料
- (4) その他町長が必要と認める経費

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 法人その他の団体の運営に要する経費
- (2) 報酬、給料、手当その他の給与又は交際費に相当する経費
- (3) その他町長が適当でないと認める経費

(補助対象者)

第6条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する満たす者とする。

- (1) 満18歳以上の町民
- (2) 町内に活動拠点を持つ法人又は団体
- (3) 町外に活動拠点を持つ18歳以上の構成員5人以上で組織された法人又は団体
- (4) その他町長が特に認めた者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助対象者としなない。

- (1) 町税を滞納していない者(団体(法人を除く。))にあつては、全ての構成員が町税を滞納していないもの
- (2) 西川町暴力団排除条例(平成24年3月15日条例第1号)第2条第3号に規定する暴力団員等でない者(団体(法人を除く。))にあつては、全ての構成員が当該暴力団関係者でないもの

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、資金調達必要額に2分の1を乗じて得た額以下とし、次の各号のいずれか少ない額を限度とする。

- (1) 500万円
- (2) 資金調達必要額からクラウドファンディング目標額を減じた額
- (3) 補助対象経費総額からクラウドファンディングにより調達した資金の額を減じた額

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額とする。

(申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、この要綱及び別途定める募集要項に基づき、西川町クラウドファンディング活用事業補助金事業認定申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出し、審査を受けなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 暴力団関係者でない旨の誓約書(様式第4号)
- (4) 申請者が団体(法人を除く。)である場合は、構成員名簿(様式第5号)
- (5) その他町長が必要と認める書類

(事業認定)

第9条 町長は、前条の規定による書類の提出があつた場合は、その内容を審査の上、適

否を決定し、西川町クラウドファンディング活用事業補助金事業認定結果通知書（様式第 6 号）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項に規定する審査のため、西川町まちづくりクラウドファンディング活用支援補助金認定委員会を置く。

（認定の取消し）

第 10 条 町長は、前条の規定により事業認定の通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、同条に規定する認定を取り消すものとする。

(1) この要綱の規定に違反した者

(2) クラウドファンディングによりクラウドファンディング目標額を調達することができなかつた者

(3) クラウドファンディングにより補助対象経費総額を超える額を調達した者

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、町長が認定を取り消す必要があると認めたとき。

2 町長は、前項の規定により認定を取り消すことを決定したときは、西川町クラウドファンディング活用事業補助金事業認定取消通知書（様式第 7 号）により認定事業者に通知するものとする。

（クラウドファンディングの開始等の届出）

第 11 条 第 9 条の規定により事業認定の通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、資金調達のためクラウドファンディングを開始したときは、速やかに事業資金調達開始届（様式第 8 号）を町長に届け出なければならない。

2 補助事業者は、クラウドファンディングによる資金調達を実施する期間が満了したときは、速やかに事業資金調達期間満了届（様式第 9 号）に必要書類を添えて町長に届け出なければならない。

（補助金の交付申請）

第 12 条 補助事業者（第 10 条各号のいずれかに該当する者を除く。以下同じ。）は、前条第 2 項の規定による届出後速やかに、西川町クラウドファンディング活用事業補助金交付申請書（様式第 10 号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 納税証明書

(2) 事業計画書（様式第 1 号）

(3) 収支予算書（様式第 3 号）

(4) その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第 13 条 町長は、前条の交付申請書の提出を受けたときは、これを審査し、補助金の交付の決定をしたときは、西川町クラウドファンディング活用事業補助金交付決定通知書（様式第 11 号）により、交付しないことを決定したときは、西川町クラウドファンディング活用事業補助金交付決定通知書（様式第 12 号）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告等）

第 14 条 補助事業者は、補助対象事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、西川町クラウドファンディング活用事業補助金実績報告書（様式第 13 号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 実績書（様式第 14 号）

- (2) 収支決算書(様式第 15 号)
- (3) 契約書及び支払を証する書類の写し
- (4) 施設の整備前及び整備後の写真
- (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第 15 条 町長は、前条の報告書を受領したときは、これを審査し、必要な調査を行い、補助の対象となる当該年度の事業が完了していることを確認後、交付すべき補助金の額を確定し、西川町クラウドファンディング活用事業補助金交付額確定通知書(様式第 16 号)により事業実施主体に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 16 条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに西川町クラウドファンディング活用事業補助金支払請求書(別記様式第 17 号)を町長に提出するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定にかかわらず、あらかじめ町長の承認を得て、西川町クラウドファンディング活用事業補助金(概算払)支払請求書(様式第 18 号)を提出することにより、補助事業が完了する前に補助金の全部または一部を請求することができる。

(補助金の返還)

第 17 条 町長は、事業実施主体が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付すべき補助金を交付せず、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 申請書その他の提出書類の内容に偽りがあったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

(財産処分制限)

第 18 条 事業実施主体は、補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産を交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(委任)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 月 日から施行する。